

4033 日ベトナム経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日ベトナム経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 92%（日本からの輸出額の約 88%、ベトナムからの輸入額の約 95%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：ドリアン、えび、えび調製品
- ・ 段階的関税撤廃：ピーマン、スイートコーン、冷凍たこ、冷凍たちうお等
- ・ 関税割当：天然はちみつ

2. ベトナムの主な譲許内容

- ・ 即時関税撤廃：切花
- ・ 段階的関税撤廃：りんご、なし、みかん等

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

ほぼすべての品目について即時関税撤廃されます。

2. ベトナムの主な譲許内容

(イ) 自動車部品

- ・ 段階的関税撤廃：ギアボックス、ボルト、ナット、エンジン、エンジン部品、ブレーキ

(ロ) 電気・電子

- ・ 段階的関税撤廃：カラーテレビ、フラットパネル、DVD 部品、デジタルカメラ